

総務委員会資料

陳情の審査

陳情第143号

川崎病の名称変更に関する陳情

資料 陳情第143号 川崎病の名称変更に関する
陳情について

平成31年3月8日

総務企画局

陳情第143号 川崎病の名称変更に関する陳情について

1 カルテや診療報酬明細書（レセプト）で使用する病名について

・国内のカルテや診療報酬明細書（レセプト）で使用する病名については、原則、WHO（世界保健機関）において作成されている、疾病、傷病及び死因を国際的に比較するための国際疾病分類（ICD-10）に基づき、厚生労働省が定めている。

2 カルテや診療報酬明細書（レセプト）で使用する病名の変更について

・国内のカルテや診療報酬明細書（レセプト）で使用する病名の変更には、WHO（世界保健機関）が定める国際疾病分類（ICD-10）の変更を伴うか否かによって、次の2つのパターンに場合分けされる。

(1) 国際疾病分類（ICD-10）の変更を伴う場合

【変更までのプロセス】

- ①厚生労働省所管の審議会である社会保障審議会や医学関係学会等から意見を聴取し、その意見を踏まえた上で、厚生労働省内で審議し、変更の必要があると認める場合に、WHO（世界保健機関）へ変更を提起
- ②WHO（世界保健機関）が変更する必要があると認めた場合、国際疾病分類（ICD-10）を変更
- ③変更された国際疾病分類（ICD-10）に基づき、厚生労働省が変更

(2) 国際疾病分類（ICD-10）の変更を伴わない場合

・社会的配慮等の観点から、名称を変更する必要がある場合、社会保障審議会や医学関係学会、患者団体等から幅広く意見を聴取した上で、厚生労働省が職権で変更

【具体例】

- ①らい病 → ハンセン病
- ②精神分裂病 → 統合失調症
(昔から使用していた病名を国際疾病分類表（ICD-10）の病名に改称した例)
- ③痴呆症 → 認知症 (病名の和訳名を変更した例)

3 川崎病について

(1) 川崎病の病名

- ・川崎病は、昭和42（1967）年に小児科医の川崎富作氏が最初に報告した病気で、発見者である川崎富作氏の名前が冠されたもの。
- ・WHO（世界保健機関）の国際疾病分類（ICD-10）では、「皮膚粘膜リンパ節症候群〔川崎病〕」と表記されており、国内においても、カルテや診療報酬明細書（レセプト）で使用する病名として認められている。

(2) 川崎病の症状等

- ・主に、4歳以下の乳幼児に好発する原因不明の疾患で、以下の6つの主要症状のうち、5つ以上の症状を伴う場合に、医師が川崎病に罹患していると判断することになる。

【主要6症状】

- ①5日以上続く発熱（ただし、治療により5日未満で解熱した場合も含む）
- ②両側眼球結膜の充血
- ③口唇、口腔所見（口唇の紅潮、いちご舌、口腔咽喉粘膜のびまん性発赤）
- ④不定形発疹
- ⑤四肢末端の変化
- ⑥急性期における非化膿性頸部リンパ節腫脹

(3) 川崎病の患者数等（平成28（2016）年時点）

- ①患者数：全国 15,272人（うち神奈川県 1,212人）
- ②主な罹患者の年齢：4歳以下が80%以上
- ③罹患率：0～4歳の乳幼児のうち、0.3%が罹患

<出典：特定非営利活動法人日本川崎病研究センター「第24回川崎病全国調査成績」>